

第 96 号

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,500,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130,189,574 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 2 年 3 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 中小企業・雇用対策事業収入		127,689,574	2,500,000	130,189,574
	3 繰入金	64,296,400	1,250,000	65,546,400
	4 諸収入	63,328,683	1,250,000	64,578,683
歳入	合計	127,689,574	2,500,000	130,189,574

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,689,574	千円 2,500,000	千円 130,189,574
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,689,574	2,500,000	130,189,574
歳 出	合 計	127,689,574	2,500,000	130,189,574

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中小企業・雇用対策事業費	1 中小企業・雇用対策事業費	中小企業振興資金貸付金	千円 1,200,000
		勤労者支援資金貸付金	50,000
		一般会計繰出金	1,250,000